**特定事業所集中減算の流れ**

1. **特定事業所集中減算届出書（様式１、様式２）の作成**

すべての指定居宅介護支援事業所は、毎年度２回（前期・後期）、様式１、様式２に必要事項を記載し、８０％を超えているか否かの確認を行います。

**前期**　判定期間･･･３月１日から８月末日　**報告期限･･･９月１５日**

**後期**　判定期間･･･９月１日から２月末日　**報告期限･･･３月１５日**

**② ８０％を超えていない場合**

**② ８０％を超えている場合**

**減算の対象外**

事業所で算定書類（様式1・2）を保存

注意：判定期間６ヶ月の間に新規指定された事業所は、算定書類の提出が必要です。

**③　正当な理由により８０％を超えたのか否かの確認**

様式１により、正当な理由の有無について確認を行います。

**④　正当な理由に該当しない場合**

　 市に書類を提出

　 ○様式１

　 ○様式２

**④　正当な理由に該当する場合**

　 市に書類を提出

　 ○様式１

　 ○様式２

　 ○様式３（該当事業所のみ）

　 ○正当な理由を証明する補足説明資料

　　　 （該当事業所のみ）

市で正当な理由について審査後、判定結果を事業所へ通知

市から減算期間を事業所へ通知